び第四号、第三項第五号から第八号まで並びに第七項第二号及び第三号、第百二十八条第一項第三号及び第四号、第百二十九条第三項第七号、第百三十条第一項第三号及び第四号、第百三十一条第一項第三号、第百三十二条第三項第三号から第五号まで、第百三十四条第一項第四号及び第三項第四号の基準に係る部分に限る。）、第百三十六条第三項第五号、第百三十七条第一項第三号の表のイ（自動車の後面に備える方向指示器に関する部分に限る。）、ロ及びハ並びに第三項第二号から第四号まで、第四項第三号及び第七号から第九号まで、第百四十六条第一項第二号ハ、第百四十七条第三項第二号、第百七十一条第二項第三号から第五号まで、第八号、第九号（警報装置に関する部分に限る。）、第十号及び第十一号、第三項第一号（同条第二項第三号から第五号まで、第八号及び第九号（警報装置に関する部分に限る。）の基準に係る部分に限る。）及び第三号、第四項第一号（同条第二項第四号の基準に係る部分に限る。）、第二号、第四号及び第五号、第五項第四号、第八号、第九号（警報装置に関する部分に限る。）、第八項並びに第九項、第百七十二条第二項（第百七十一条第二項第九号（警報装置に関する部分に限る。）及び第五項第九号（警報装置に関する部分に限る。）の基準に係る部分に限る。）、第五項及び第七項、第百七十六条第三項第一号及び第三号、第五項及び第六項、第百九十七条第六項第一号、第二百四条第一項第三号及び第四号、第三項第五号から第八号まで並びに第七項第二号及び第三号、第二百六条第一項第三号及び第三項第四号、第二百七条第三項第七号、第二百八条第一項第三号及び第四号、第二百九条第一項第三号、第二百十条第三項第三号から第五号まで、第二百十二条第一項第四号及び第三項第四号（第二百六条第三項第四号の基準に係る部分に限る。）、第二百十四条第三項第五号、第二百十五条第一項第三号の表のイ（自動車の後面に備える方向指示器に関する部分に限る。）、ロ及びハ並びに第三項第二号から第四号まで、第七号から第九号まで、第二百二十四条第一項第二号ハ並びに第二百二十五条第三項第二号の規定

三～六　（略）

（道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部改正）

**第三条**　道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （原動機及び動力伝達装置） | （原動機及び動力伝達装置） |
| **第四条**　（略） | **第四条**　（略） |
| 2～30　（略） | 2～30　（略） |
| 31　専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下の自動車及び車両総重量三・五トン以下の自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。次項において同じ。）を除く。）のうち、次に掲げる自動車については、細目告示第十条第一項第三号、第八十八条第一項第二号、第百六十六条第一項第二項及び別添百二十五の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 | （新設） |

三～六　（略）